

— 公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会 —

会報

第91号

発行 (公社)滋賀県生活環境事業協会

栗東市上砥山232番地

滋賀県工業技術総合センター別館1階

電話 (077) 535-9210

FAX (077) 535-9214

E-mail:info@s-seikan.or.jp

URL: <https://www.s-seikan.or.jp>

発行日 令和8年2月2日



2026年 新年あいさつ



公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

会長 中山 義彦

皆様方には、清々しく新年をお迎えのことと心よりお喜び申し上げます。旧年中は、当協会の運営に対し格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

当協会は、来る令和8年度に設立50周年という大きな節目の年を迎えます。これまで半世紀にわたり、浄化槽の適正な製造施工、維持管理、法定検査等を通じて、滋賀県の生活排水対策を支え続けてこられましたのも、ひとえに会員の皆様をはじめ、関係者の方々のご尽力とご支援の賜物であり、心より感謝申し上げます。この50年は、生活排水対策を取り巻く制度や技術、社会環境が大きく変化してきた時代でもありました。この節目を単なる一里塚とするのではなく、次の時代に向けた新たな歩みの起点と位置づけ、協会の進むべき方向を明確にしていきたいと考えております。

昨年、令和8年度末までに汚水処理人口普及率95%以上を達成することを目標とする政府は、能登半島地震や埼玉県八潮市での道路陥没事故等を踏まえ、地域の実情に応じて、浄化槽を含む汚水処理施設の利活用を進めていく方針を示しました。これは、集合処理を前提とした従来の考え方を見直し、個別処理である浄化槽の役割を改めて評価する動きといえます。

琵琶湖を抱え、近畿1,450万人の水利用を支える滋賀県においても、「汚水処理施設整備構想2026(案)」が示され、令和4年度に99.1%に達した汚水処理人口普及率を、目標年次である令和27年度に100%とする整備方針が打ち出されています。「ラストワンマイル」をどのように進めていくか、重要な判断が求められる段階にあります。

一方、円安相場の長期化による物価高騰や少子高齢化の進行に伴う人材不足など、社会経済環境は依然として厳しい状況が続いております。浄化槽関係業界におかれましても、こうした厳しい環境下で事業を支えておられる会員の皆様のご努力に、深く敬意を表します。

現在、浄化槽を取り巻く政策や社会の動きは、大きな転換期を迎えてます。すなわち、「集合処理から個別処理へ」、「単独処理から合併処理へ」、そして「浄化槽情報の個別管理から台帳管理へ」という流れです。

浄化槽は、単に汚れを取り除く装置ではありません。微生物の力によって汚水を分解し、水質そのものを変質させ、元の澄んだ清らかな水へと劇的に生まれ変わらせるシステムです。「浄・化・槽」という名称は、その機能を端的に表しており、まさに名詮自性といえるものだと思います。この浄化槽の本質的な価値を、次の世代へ確実に引き継いでいくことが、50周年を迎える協会に課せられた使命であると考えています。

50周年という節目を機に、当協会では、今後の目標や進むべき方向を示す「滋生環協ビジョン」の策定に取り組んでまいります。変化する時代の中であっても、協会の存在意義を明確にし、会員の皆様とともに歩む指針となるビジョンを示していきたいと考えております。

当協会は今後も、役職員一丸となり、浄化槽の適正な製造施工、維持管理および法定検査業務、普及啓発活動を通じて、県内の生活排水対策の一翼を担ってまいります。公益社団法人としての社会的責任を果たすとともに、会員の皆様をはじめ関係者の方々から、より一層頼りにされる協会であり続けたいと考えております。引き続き、皆様方のご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、皆様にとりまして本年が新たな飛躍の年となりますことを心より祈念し、新年のご挨拶といたします。



新年のあいさつ

滋賀県知事 三日月 大造

令和8年を迎えるにあたり、謹んでお慶び申し上げます。

公益社団法人滋賀県生活環境事業協会の皆様におかれましては、日ごろから浄化槽の法定検査をはじめ、製造、施工および保守点検・清掃の全般にわたり御尽力いただきなど、公共用水域の水質保全や県民の生活環境の向上に貢献いただいておりますことに厚くお礼申し上げます。

昨年は、「大阪・関西万博」、「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ2025」と、2つの大規模イベントにおいて、多くの人々と感動や経験を共有することができました。両イベントで生まれた感動や有形無形の価値をレガシーとして、今後の健康づくりやまちづくりに生かしてまいります。

さらに、国民的資産である琵琶湖を保全と再生の両面から大切にしていくため、CO₂ネットゼロ社会づくりや循環経済への移行、生物多様性の保全など様々な環境課題を自分ごととして捉え、行動に繋げるため、「世界湖沼の日」（8月27日）をきっかけとした取組の推進や「琵琶湖版SDGs」であるMLGs（マザーレイクゴールズ）の取組を推進し、目標達成に向けて皆様と一緒に取り組んでまいりたいと考えています。

MLGsの目標の一つである「清らかさを感じる水に」を達成するためには、公共用水域の水質保全は大変重要です。このため「滋賀県汚水処理施設整備構想」に基づき、下水道と浄化槽により地域の実情に沿った生活排水対策に力を入れた取組を進めており、令和6年度末の汚水処理人口普及率は99.3%で全国2位と高い状況にあります。今年は、「滋賀県汚水処理施設整備構想2026」という新たな構想の策定を予定しており、引き続き汚水処理人口普及率100%を目標に取組を進めてまいります。

また、水質保全を確かなものにするためには、優れた浄化性能を有するとともに、地震等の災害における浄化槽の果たす役割への期待は大きく、その汚水処理能力を最大限発揮するために、浄化槽の保守点検や清掃、法定検査等の適正な維持管理の推進に取り組まれている皆様が重要な役割を担っていただいていることはいうまでもありません。

ともにいきる「ともいき」、ともに生み出す「ともうみ」、ともに育てる「ともそだて」を大事にしながら、皆様と手を携え、一人ひとり、すべての人が輝く「健康しが」の実現を目指してまいりますので、今後とも、お力添えを賜りますようお願い申し上げます。

結びに、公益社団法人滋賀県生活環境事業協会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝をお祈り申し上げ、新年の御挨拶といたします。

三日月知事に要望しました

滋賀県の令和8年度予算編成にあたり、令和8年1月7日（水）に県庁副知事室において東勝副知事に要望を行いました。

協会から中山会長、長谷川副会長、宮下副会長、鈴木副会長、八田常務理事が出席し、県当局から久野循環社会推進課参事、同課瀧川主査が同席されました。

出席者から、浄化槽の適正な維持管理に向けた取組には浄化槽台帳整備は必須であり、速やかに浄化槽台帳の整備を完了し未管理や未検査の浄化槽に対する助言、指導に移行されるよう県主導の下、協議会運営等を通じ市町をはじめ関係者に対する一層のご指導をお願いするとともに、単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換について、特に公的施設では災害対応の観点からも進めただくことや、下水道区域の徹底した見直しなどを要望しました。

その後の意見交換で副知事からは、「浄化槽台帳整備の取組状況については、情報管理のベースとなるものであり、次の段階に進めるよう、引き続き市町に対して指導、支援していきたい。単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換については、市町にもはたらきかけていきたい。公的施設の防災対応の浄化槽等については維持管理の問題等も含めて考えたい。下水道区域については地域の実情や将来コストをふまえて考えていきたい。」との認識が示されました。

《要望事項》

1. 浄化槽の適正な維持管理（保守点検、清掃および法定検査）の推進
 - (1) 浄化槽の適正な維持管理に向けた取組
 - (2) 浄化槽の維持管理助成に係る予算の確保
2. 単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換を図るための支援等
 - (1) 自治体が所有する単独処理浄化槽の合併処理浄化槽への転換
 - (2) 特定既存単独処理浄化槽に対する措置の徹底
3. 公的施設（避難所）における浄化槽の整備促進
4. 下水道区域の徹底した見直しと適切な汚水処理施設整備計画の策定
5. 公共調達における価格転嫁および協会運営に対する支援



【要望書を手渡す長谷川伸夫副会長（左）】



【東副知事を囲んで】

滋賀県浄化槽適正処理促進協議会および作業部会が開催されました

令和7年7月3日(木)に令和7年度滋賀県浄化槽適正処理促進協議会(法定協議会)の第1回作業部会が開催され、浄化槽台帳整備の進捗状況の確認や、特定既存単独処理浄化槽に係る制度についての対応などについて話し合われました。

令和7年11月6日(木)には同第2回作業部会が開催され、浄化槽台帳整備の進捗状況の確認や、浄化槽管理情報の取得につき、浄化槽管理番号の附番・共有方法などの課題について話し合われました。

また、さる令和8年1月28日(水)には、第6回滋賀県浄化槽適正処理促進協議会が開催され、県事務局から、浄化槽台帳の完了状況は完了した市町が9市町、第2、第3段階作業中が10市町との報告があり、今後、令和8年3月末までには完了させることとされました。

さらに不適正浄化槽(未管理浄化槽)への指導状況や、浄化槽法改正の動き、浄化槽管理情報の取得に関する方針について話し合われました。



【令和7年度滋賀県浄化槽適正処理促進協議会 第1回作業部会の様子】



【令和7年度滋賀県浄化槽適正処理促進協議会 第2回作業部会の様子】



【第6回滋賀県浄化槽適正処理促進協議会の様子】

令和8年度定時総会は令和8年5月26日(火)に開催します

令和7年11月17日（月）に第50回理事会（於：滋賀県工業技術総合センター別館3階研修室）を開催し、令和8年度定時総会は令和8年5月26日（火）に開催することが決定されました。

なお、理事会の議題は次のとおりでした。

〔報告事項〕 1 職務の執行状況について

- (1) 凈化槽の適正管理に向けた取り組みについて
- (2) 自由民主党への要望について
- (3) 令和7年度滋賀県浄化槽管理士研修の実施について
- (4) 「浄化槽の日」の関連事業について
- (5) その他

2 予備審査・法定検査の進捗状況について

〔協議事項〕 今後の役員会等の日程（案）について

職務の執行状況について、中山会長より次のように報告がありました。

○令和7年度滋賀県浄化槽適正処理促進協議会の第1回作業部会が令和7年7月3日に開かれ、各市町の浄化槽台帳整備状況の確認や、特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無の判断実施についてお知らせしたこと。

○同じく滋賀県浄化槽適正処理促進協議会の第2回作業部会が令和7年11月6日に開かれ、不適正浄化槽（未管理浄化槽）への指導状況や、浄化槽管理番号の共有等について報告があったこと。

○令和8年1月に第6回の滋賀県浄化槽適正処理促進協議会を開催する予定であること。

○令和7年5月29日に、中山会長、長谷川副会長、宮下副会長、鈴木副会長、北川浩理事および八田常務理事が自由民主党滋賀県議会議員団に対して令和8年度滋賀県予算に関する要望活動を行い、「いずれの要望についても予算獲得について支援していく。」との回答を得たこと。

○一般社団法人全国浄化槽団体連合会の定時総会、製造・施工委員会、第39回全国浄化槽大会、及び全浄連近畿ブロック協議会へ出席したこと。

続いて、八田常務理事より次のように報告がありました。

○令和7年度滋賀県浄化槽管理士研修を令和7年11月26日に、草津市の市民総合交流センター（キラリエ草津）にて開催を予定していること。

○滋賀県浄化槽適正処理促進協議会の作業部会において協議した啓発チラシを、浄化槽の管理者に対して適正な維持管理を図っていただくため、保守点検業者の協力を得て配付したこと。



【理事会の様子】

「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無」の 判断の実施について

環境省関係浄化槽法施行規則の一部を改正する省令（令和7年環境省令10号）が令和7年4月1日から施行されたことに伴い指定検査機関は、「特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針」を参考に、定期検査（11条検査）において「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無」を判断し、都道府県知事（滋賀県においては権限移譲により市町）に報告を行うこととなりました。

滋賀県においては関係者への説明、協議等を経て令和7年8月から標記判断を実施していくこととなりました。

会員の皆様におかれましては、浄化槽管理者および市町から合併処理浄化槽への転換等についての相談等がありましたらご協力くださるようお願いします。

[特定既存単独処理浄化槽とは]

単独処理浄化槽は、トイレのし尿のみを処理し、台所、風呂、洗濯などの生活雑排水は未処理のまま身近な排水路や河川に流出されてしまい琵琶湖の水環境にも大きな負荷を与えることから浄化槽法上平成13年4月以降の新設は出来なくなり合併処理浄化槽の設置が義務付けられています。

しかし、既存の単独処理浄化槽が滋賀県内にまだ約9,300基残っており、このうち漏水や破損等が生じ、そのまま放置すれば生活環境の保全や公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある状態にある緊急性の高い既存単独処理浄化槽を特定既存単独処理浄化槽といいます。

[制度周知と判断開始の主な経過]

令和7年7月3日

令和7年度滋賀県浄化槽適正処理促進協議会（県、市町、事業者、指定検査機関で構成）第1回作業部会において特定既存単独処理浄化槽に係る制度および実施時期等の説明があった。

①特定既存単独処理浄化槽、浄化槽法施行規則の改正、特定既存単独処理浄化槽に対する措置に関する指針の改正および合併処理浄化槽への転換に係る交付金制度の説明

②指定検査機関は、特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれがある場合は、検査結果書所見欄に「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれがあります」と記載し、周知チラシ（右記）等を活用し浄化槽管理者に説明する。

あなた様がお使いの単独処理浄化槽は、今回の検査で「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれ有り」と判定されました。

判定結果は、「不適正(ハ)」です。（詳細は、検査結果書をご覧ください）

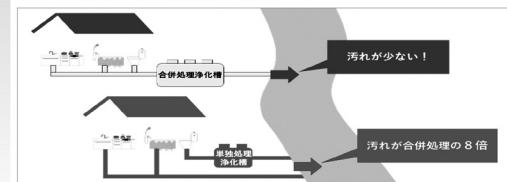
▶特定既存単独処理浄化槽とは、そのまま放置すれば生活環境の保全及び公衆衛生上重大な支障が生ずるおそれのある状態にあると認められるものをいいます。（浄化槽法附則第11条第1項）

▶後日、市役所・町役場から改善に関する文書が送付されますので、その指示に従っていただきますようお願いします。

▶単独処理浄化槽は、平成13年4月から新設が禁止され、合併処理浄化槽の設置が義務づけられています。

単独処理浄化槽をご使用の皆様へ

単独処理浄化槽は、トイレからの排水しか処理がされていないため、お風呂や台所等からの生活排水は未処理のまま公共用水域に排出されます。公共用水域の水質保全のため、単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換又は公共下水道への接続について、ご検討をお願いします。



滋賀県知事指定検査機関
公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会
住所：滋賀県栗東市上砥山232番地 滋賀県工業技術総合センター別館1階
TEL 077-535-9211 FAX 077-535-9214

周知チラシ

③指定検査機関は、特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無を市町に報告する。

④市町は、報告のあった浄化槽が特定既存単独処理浄化槽に該当するか判定を行い、該当する場合は、浄化槽管理者に対して合併処理浄化槽への転換等をしていただくよう交付金制度の周知とともに指導等を行う。

令和7年8月1日

指定検査機関において「特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無」の判断を開始した。

令和7年11月26日

令和7年度滋賀県浄化槽管理士研修において、各地域の実情に応じて講習すべき事項（地域版研修）の科目の中で、特定既存単独処理浄化槽に係る制度の説明および滋賀県における対応等についての研修がされた。

12-1. 特定既存単独処理浄化槽に係る制度

【1】特定既存単独処理浄化槽とは

- ①そのまま放置すれば生活環境や公衆衛生上重大な支障が生じるおそれのある緊急性の高い既存単独処理浄化槽のこと。
- ②11条検査等の結果等に基づき、市町が特定既存単独処理浄化槽に該当するか判定を行なう。
- ③特定既存単独処理浄化槽の管理者に対して、除却等を含む助言・指導、勧告および命令ができる。

【2】本県における対応 (指定検査機関)

令和7年8月以降、法定検査の際に特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれの有無を判断し、結果を市町に報告する。

おそれの有無の判断は、環境省の示す判定フローを参考に行なう。

(市町)

特定既存単独処理浄化槽に該当するおそれがある浄化槽について判定を行い、該当する場合は管理者に対して速やかに指導等を行う。

14

12-2. 特定既存単独処理浄化槽に係る制度

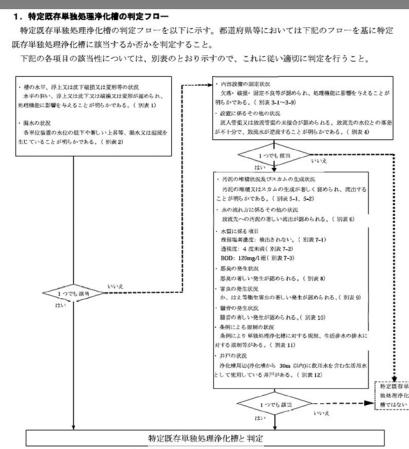
【参考】判定フロー

(判定のポイント)

・既存単独処理浄化槽に漏
水等がみられる場合は、直
ちに特定既存単独処理浄化
槽と判定される。

・内部設備の破損等がある
場合は、そのほかのフロー
の項目に該当すれば特定
既存単独処理浄化槽と判定
される。

※特定既存単独処理浄化槽に対する措置に
関する指針から抜粋



特定既存単独処理浄化槽と判定

15

「令和7年度滋賀県浄化槽管理士研修」を開催しました

令和2年4月の改正浄化槽法の施行を受け、滋賀県及び大津市では「浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」が改正され、浄化槽保守点検業者は、営業所ごとに置く浄化槽管理士に対し、浄化槽保守点検業者の登録の有効期間内（3年間）に1回以上、知事及び大津市長が指定する浄化槽に関する研修を受けさせなければならないこととなりました。当協会が研修実施事業者となり、令和7年11月26日（水）に草津市立市民総合交流センター（キラリエ草津）において開催しました。当日は96名の方が受講されました。次回の「滋賀県浄化槽管理士研修」の詳細は、決まり次第ホームページ等でご案内します。



【浄化槽管理士研修の様子】

法定検査精度管理委員会を開催しました

令和8年1月27日（火）に学識経験者や行政機関、指定検査機関の各委員による「法定検査精度管理委員会」を開催しました。本委員会は、10人槽以下の浄化槽を対象に実施している効率化11条検査の精度を確保するため、効率化検査の実施状況に対する客観的評価や制度の運用改善に資することを目的に実施するものです。当日は、次の議題に基づきそれぞれ審議を行った結果、引き続き効率化検査の適正な運用を行ない、浄化槽管理者に対する使用上の注意の啓発に努めることとされました。

- ① 効率化11条検査の実施状況について
- ② 二次検査の実施状況について
- ③ クロスチェック検査の実施状況について



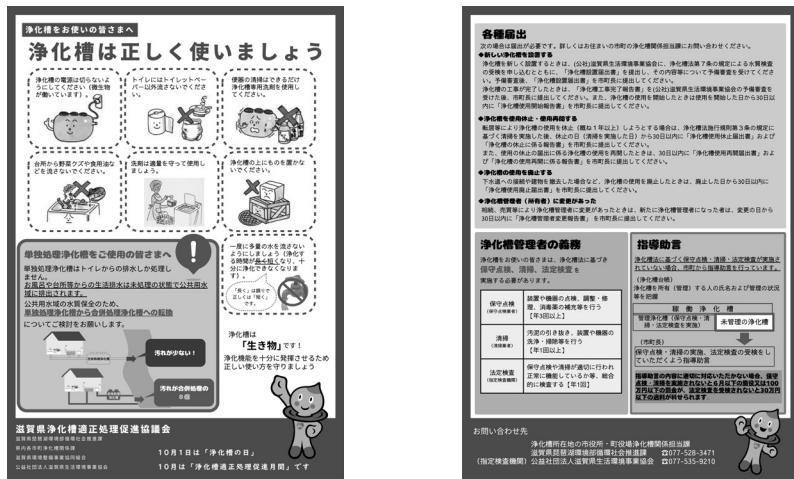
【委員会の様子】

啓発活動

○啓発チラシの配付

滋賀県浄化槽適正処理促進協議会では10月1日の「浄化槽の日」を中心に10月を『浄化槽適正処理促進月間』として設定し、浄化槽管理者（所有者）に対して適正な維持管理を行っていただくため、「浄化槽管理者の義務」や市町からの「指導助言」についての内容を含んだ啓発チラシを作成し、保守点検業者様のご協力を得て浄化槽管理者（所有者）に対し配付しました。

【啓発チラシ】



表

裏

滋賀県汚水処理施設整備構想2026(原案)に対する意見・情報を提出しました

現在の汚水処理施設の整備は、滋賀県汚水処理施設整備構想2016に基づき進められていますが、社会情勢の変化や施設の老朽化等の課題が出てきていることから現構想の見直しを行うため滋賀県汚水処理施設整備構想2026(原案)が作成されました。

この原案は、滋賀県民政策コメント制度に関する要綱（パブリック・コメント制度）に基づき、滋賀県のホームページ等にて公表され、令和7年11月25日から12月24日までの間、意見・情報の募集がされました。

これを受けて、当協会からは12月18日に次のとおりの意見・情報（項目のみを掲載）を提出しました。今後、提出された意見・情報に対する滋賀県の考え方を整理され公表されることとなっています。

<意見・情報の項目>

1. 人口減少、下水道設備改修費の増が見込まれる中で、さらに下水道計画区域を拡大する新構想（案）で下水道事業の採算はとれるのか。
2. 将来人口の見直しと下水道全体計画区域の見直しとの整合はとれているのか。
3. 集合処理から個別処理に見直し、もっと早期に汚水処理人口普及率100%を目指すべきではないか。
4. 積極的に浄化槽整備区域を設定し合併処理浄化槽による汚水処理を進めるべきではないか。
5. 浄化槽の工事、維持管理業者等の業務継続と中山間地域等における雇用創出を図るためにもバランスのとれた汚水処理施設整備とするべきではないか。
6. 防災・減災、国土強靭化の観点から不測の事態も想定した汚水処理施設整備とするべきではないか。
7. その他



都道府県別汚水処理人口普及状況



令和6年度末現在の都道府県別汚水処理人口普及状況は以下のとおりです。 (汚水処理人口普及率の高い順)

都道府県名	汚水処理 人 口 普 及 率	順 位	総 人 口 (千 人)	汚水処理 人 口 計 (千 人)	下 水 道 (千 人)	農業集落 排水施設等 (千 人)	合併処理 淨 化 槽 (千 人)	うち 淨化槽市町 村整備推進 事業等分 (千 人)	うち 淨化槽設 置整備事 業分 (千 人)	うち 左記以外 分 (千 人)	コ ミ ュ ニ テ ィ ・ プ ラ ン ツ (千 人)
東京都	99.9%	1	14,026	14,011	13,981	2	26	6	8	12	2
滋賀県	99.3%	2	1,402	1,391	1,309	51	32	0	14	17	0
兵庫県	99.2%	3	5,377	5,331	5,078	117	91	8	59	24	45
京都府	98.8%	4	2,461	2,432	2,356	34	41	11	22	9	0
神奈川県	98.5%	5	9,202	9,068	8,945	3	120	4	40	76	0
大阪府	98.5%	6	8,765	8,631	8,505	1	125	4	24	96	0
長野県	98.4%	7	2,003	1,971	1,722	134	113	15	80	19	1
福井県	97.9%	8	743	728	624	77	26	2	21	3	0
富山県	97.9%	9	1,004	984	883	74	26	1	16	8	1
北海道	96.6%	10	5,014	4,845	4,620	59	166	52	68	46	0
鳥取県	96.3%	11	530	511	399	86	26	4	10	11	0
石川県	95.4%	12	1,093	1,042	941	49	51	9	11	30	2
山形県	94.9%	13	1,005	953	800	66	86	19	44	23	0
福岡県	94.9%	14	5,073	4,812	4,296	48	462	53	276	132	6
岐阜県	94.4%	15	1,942	1,834	1,526	98	206	8	137	61	4
埼玉県	94.3%	16	7,368	6,948	6,191	71	685	25	186	475	1
宮城県	93.9%	17	2,215	2,081	1,864	58	157	41	78	38	2
愛知県	93.6%	18	7,470	6,992	6,134	128	722	22	235	466	9
千葉県	91.8%	19	6,309	5,791	4,926	44	814	10	281	522	7
奈良県	91.7%	20	1,299	1,190	1,088	6	95	3	35	57	1
広島県	91.0%	21	2,716	2,473	2,116	45	311	14	158	138	1
栃木県	90.6%	22	1,896	1,718	1,335	71	312	6	249	57	1
山口県	90.5%	23	1,283	1,162	901	56	205	5	133	66	0
熊本県	90.5%	24	1,708	1,545	1,222	62	261	32	177	51	0
宮崎県	90.4%	25	1,041	941	647	44	250	19	180	51	0
新潟県	90.1%	26	2,098	1,889	1,656	110	123	13	34	76	0
三重県	90.0%	27	1,733	1,561	1,072	88	397	17	225	155	4
秋田県	89.8%	28	900	808	626	78	104	17	66	21	0
岡山県	89.5%	29	1,827	1,635	1,296	32	307	15	206	85	0
茨城県	89.0%	30	2,838	2,527	1,873	145	501	12	218	271	7
沖縄県	88.4%	31	1,477	1,306	1,068	73	165	13	7	145	0
佐賀県	88.3%	32	790	698	514	55	128	54	55	20	0
福島県	87.9%	33	1,758	1,545	993	112	436	35	263	138	4
山梨県	87.6%	34	797	698	559	5	122	8	49	65	2
鹿児島県	86.5%	35	1,546	1,338	681	38	614	43	433	138	5
静岡県	86.5%	36	3,559	3,077	2,362	26	678	15	421	243	11
岩手県	85.9%	37	1,145	984	736	85	162	39	95	28	1
群馬県	85.8%	38	1,901	1,631	1,087	113	413	24	260	129	18
愛媛県	85.7%	39	1,288	1,104	780	36	288	23	159	105	1
長崎県	84.8%	40	1,265	1,073	823	44	200	14	149	36	5
島根県	84.4%	41	638	538	343	83	109	27	52	30	3
大分県	84.0%	42	1,096	920	622	28	269	10	185	74	1
青森県	83.6%	43	1,176	983	755	100	127	10	44	74	0
香川県	82.4%	44	936	771	444	13	314	12	247	55	0
高知県	79.9%	45	659	526	284	19	223	12	136	75	0
和歌山県	72.0%	46	896	645	276	38	331	14	199	118	0
徳島県	69.6%	47	696	484	137	19	325	15	174	136	3
全 国	93.7%	-	123,964	116,126	101,397	2,835	11,746	817	6,220	4,708	148

(注) 1. 整備人口は四捨五入を行ったため、合計が合わないことがある。


市町別処理人口普及状況 (環境省HPより)
 

令和6年度末現在の各市町別汚水処理人口普及率は以下のとおりです。

(単位: %)

	汚水処理 人口普及率	浄化槽処理 人口普及率
大津市	99.1	0.5
彦根市	97.3	4.1
長浜市	100.0	0.2
近江八幡市	99.7	14.9
草津市	※	100.0
守山市	99.8	0.1
栗東市	※	100.0
甲賀市	97.8	8.0
野洲市	99.5	0.5
湖南市	99.3	0.5

	汚水処理 人口普及率	浄化槽処理 人口普及率
高島市	99.3	4.8
東近江市	99.4	1.2
米原市	100.0	0.3
日野町	99.7	1.0
竜王町	100.0	8.3
愛荘町	99.8	0.6
豊郷町	100.0	0.0
甲良町	99.9	0.0
多賀町	99.0	2.2
滋賀県計	99.3	2.3

市町名に「※」がついたものは、普及率を四捨五入した結果100.0%となる市町を示しています。


令和6年度 11条検査 市町別検査結果


(通常検査分) + (効率化検査分)

(単位: 基)

市町名	合計	単独処理浄化槽				合併処理浄化槽			
		イ	口	ハ	小計	イ	口	ハ	小計
大津市	1,329	199	166	9	374	518	427	10	955
彦根市	2,739	534	279	1	814	1,141	769	15	1,925
長浜市	295	44	52	4	100	70	123	2	195
近江八幡市	3,007	77	42	2	121	2,054	827	5	2,886
草津市	219	22	27	1	50	60	102	7	169
守山市	250	54	57	4	115	67	64	4	135
栗東市	211	57	39	2	98	53	59	1	113
甲賀市	2,922	363	344	13	720	1,056	1,126	20	2,202
野洲市	73	14	16	0	30	21	22	0	43
湖南市	411	121	137	13	271	58	79	3	140
高島市	1,183	22	31	1	54	665	454	10	1,129
東近江市	1,078	106	50	1	157	551	364	6	921
米原市	297	61	56	2	119	100	76	2	178
日野町	232	44	25	0	69	107	55	1	163
竜王町	278	55	33	0	88	108	82	0	190
愛荘町	116	26	17	1	44	38	34	0	72
豊郷町	21	6	3	0	9	6	6	0	12
甲良町	36	5	5	0	10	14	11	1	26
多賀町	180	22	15	1	38	89	49	4	142
合計	14,877	1,832	1,394	55	3,281	6,776	4,729	91	11,596

検査結果は、イ: 「適正」、口: 「おおむね適正」、ハ: 「不適正」で表しています。

净化槽設置届予備審査件数 (件数順)

令和7年4月から12月末現在の市町別予備審査件数は以下のとおりです。

(単位: 件)

市町名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11~50人	51人以上
近江八幡市	26	10	36	33	2	1
高島市	23	4	27	24	3	0
彦根市	7	12	19	10	9	0
大津市	8	7	15	15	0	0
甲賀市	4	9	13	12	1	0
長浜市	2	5	7	3	4	0
竜王町	5	2	7	5	1	1
東近江市	2	3	5	4	1	0
守山市	2	1	3	3	0	0
多賀町	0	3	3	3	0	0
米原市	2	0	2	1	1	0

市町名	申請種別		計	人槽別内訳		
	建	浄		10人以下	11~50人	51人以上
草津市	1	0	1	1	0	0
栗東市	1	0	1	1	0	0
野洲市	0	1	1	1	0	0
日野町	0	1	1	1	0	0
愛荘町	1	0	1	0	1	0
湖南市	0	0	0	0	0	0
豊郷町	0	0	0	0	0	0
甲良町	0	0	0	0	0	0
合 計	84	58	142	117	23	2

前年度同月の状況(令和6年12月末)

県合計	114	47	161	125	32	4

注) 申請種別欄 建: 建築確認を伴うもの

浄: 净化槽法に基づくもの



令和8年5月に指定採水員指定講習会を予定しています

10人槽以下の浄化槽を対象にした効率化11条検査は、その一次検査業務を指定採水員が行うこととされています。

そこで、指定採水員の指定を受けていただくための講習会を5月に予定しています。

令和5年5月に受講していただいた方々は令和8年5月末で有効期限が満了となりますので、本講習会を受講してください。

また、新たに指定採水員の指定を受けようとされる方も本講習会を受講してください。

講習会開催案内は詳細が決まり次第、各保守点検業者あてに送付しますので、同封の受講申込書により申し込んでください。



滋賀県知事指定検査機関

公益社団法人 滋賀県生活環境事業協会

〒520-3004 滋賀県栗東市上砥山232番地

滋賀県工業技術総合センター別館1階

TEL 077-535-9210 / 535-9211

FAX 077-535-9214

